

2024年6月26日作成

適正取引の推進に向けた自主行動計画

一般社団法人 日本オフィス家具協会

I. 自主行動計画策定の目的

オフィスは、多くの人にとって働く場であり、人生の中で多くの時間を過ごす場である。新型コロナウイルス（COVID-19）の影響によってテレワークが急速に普及し、働く場は、オフィスから家庭へ、さらには、コワーキングプレイスや屋外にも広がった。これらすべての場がワークプレイスであり、その変容がオフィス関連業界には新たな需要を引き起こしている。

一方で、オフィス関連業界は、原材料やエネルギーコストの高騰、人手不足などの課題にも直面している。その中で、持続的な成長を維持するためにも、業界各社がウェルビーイングな状態を維持することが重要である。そのため、企業として適正な利益を確保し、その従業員の生活を向上させながら、サプライチェーン全体を健全な形で構築することが求められている。

この自主行動計画は、一般社団法人日本オフィス家具協会（以下、JOIFAという。）が、当業界における企業間の取引の適正化を図ることを目的として策定する。関連する法令や政府方針をJOIFA会員に周知し、自社だけでなくサプライチェーン全体を俯瞰して、業界全体の健全な発展を実現したい。

※適正取引にかかる関係法令および政府方針

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
下請代金支払遅延等防止法（下請法）および同運用基準、下請中小企業振興法（下請振興法）および同運用基準、中小企業庁・公

正取引委員会「下請代金の支払い手段について」、経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等

II. 適用範囲

この自主行動計画は、オフィス構築に関わるサプライチェーン全体、すなわち、製造、販売、物流、施工でのすべての取引を対象とする。また、取引に際しては、下請法の取り決めに遵守することを基本とするが、下請法に該当しない取引においても、その考え方を準用する。

III. 各プロセスにおける取組

1. 価格決定

- ① 【取引価格決定】取引価格は、原材料費、労務費、エネルギー費、減価償却費、その他諸経費を元に合理的に算出し、発注者と受注者が合意して決定する。
- ② 【定期的な見直し】取引価格についての定期的な見直しの場として、発注者と受注者が年1回以上は協議する場を設ける。

- ③ 【コストの上昇】 定期的な価格の見直し以外に、受注側からコストの急激な上昇を理由に価格の見直しの要請があった場合、発注側は協議に応じ、取引価格への反映を行う。特に原材料費やエネルギー費の高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。
- ④ 【労務費の上昇】 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により受注者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。
- ⑤ 【コストダウン】 発注者は、合理的な理由なく一方的に自己都合のみによる価格の引き下げを要請しない。発注者の協力（大量発注や受入条件の緩和、工程見直し等）により受注者のコスト削減を図った場合は、その原価低減活動の効果を十分に確認して価格に反映させる。その際に、受注者の貢献度を考慮した上で価格を決定するものとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映させないように

する。

- ⑥ 【物流費】 物流費については、荷主事業者と物流事業者が取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（経済産業省、農林水産省、国土交通省）」を参照し、適正な運賃水準を反映するよう十分に協議を行う。また、物流業務に関しては、「オフィス家具業界の物流対策自主行動計画（JOIFA）」を遵守する。

2. 支払条件

- ① 決済手段については、できる限り現金払いとし、現金比率の改善に努める。
- ② 約束手形による支払いは、電子記録債権による支払いへの転換を図り、2026年を目途に利用を廃止するよう取り組む。
- ③ 手形等により代金を支払う場合は、サイトは60日以内とする。

3. 知的財産の取扱

- ① 発注者と受注者双方は、知的財産（特許権、著作権、意匠権、商標、営業秘密等）やノウハウを取引上扱う場合には、「振興基準（中小企業庁）」に定める内容のほか、「知的財産取引に関するガイドライン（中小企業庁）」に基づいた取引を行うものとする。
- ② 発注者は、契約上知りえた受注者の知的財産やノウハウの取り扱いについて、受注者に損失を与えることがないように十分に配慮する。
- ③ 発注者は受注者に対して秘密情報の提供や開示を要求してはならない。また、契約上知り得た受注者の知的財産等やノウハウについて無断で使用してはならない。
- ④ 受注者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権、意匠権、商標等の権利の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。

4. 金型等の扱い

- ① 取引に際し、金型、専用治具、専用設備（以下、金型等とする。）を必要とする場合は、製作費の負担について事前に協議し、取引条件として書面化する。

- ② 金型等の費用を発注者が負担する場合は、量産開始時までを一括支払いに努める。中小企業に対しては、資金繰りを考慮して、前払いの対応も行う。
- ③ 量産が終了した金型等は、保守部品の供給期間を考慮して、廃棄時期を決定する。その間の金型等の保管費用は、発注者が適正に負担する。なお、JOIFAの基準では保守部品の供給期間は製造中止後5年以上とする。

IV. JOIFAの取り組み

- ① JOIFAは、自主行動計画に掲げた事項が実行され浸透するように、会員企業に対して調査を行い、実施状況のフォローアップを行う。
- ② JOIFAは、会員に対してパートナーシップ構築宣言の実施を促し、すでにパートナーシップ構築宣言を実施している企業に対しては、宣言ひな形の改定や事業環境の変化に応じて見直しを行うように努める。
- ③ JOIFAは、適正取引や生産性・付加価値向上についてのセミナーや研修等を開催し、会員の理解促進を図る。